

令和4年洞爺湖町教育委員会第2回定例会会議録

日 時	令和4年3月22日(火) 13:30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教育長 皆見 亨 委員 吉田 聡 委員 岩崎 義久 委員 来栖 由喜
欠席委員	委員 岡本 里佳
説明員	管理課長 天野 英樹 社会教育課長 野呂 圭一 社会教育課参事 角田 隆志
会議録調整者	管理課主幹 尾崎 文郎
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	皆見教育長 開会を宣言する。(13:30)
日程第2 【前回会議録の承認】	皆見教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	皆見教育長 2/24 町議会総務常任委員会(役場委員会室) " 町議会経済常任委員会(役場委員会室) 3/1 虻田高等学校卒業証書授与式(虻田高等学校体育館) 3/3 臨時校長会(役場委員会室) " 読書紹介文・感想画表彰伝達式(役場委員会室) 3/7 町議会総務常任委員会(役場委員会室) 3/7 町議会3月会議(議事堂) ~14 3/16 育英資金運営委員会(役場会議室) 3/18 洞爺湖町文化財運営審議会(役場会議室) 3/22 教育委員会議(役場委員会室)

<p>日 程 第 4 【 報 告 事 項 】</p>	<p>皆見教育長 日程第4、報告事項に入ります。 議案書2ページになります。 報告第7号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>・報告第 7号 ・報告第 2号</p>	<p>天野管理課長 報告第7号でございます。 管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものでございます。</p>
<p>・報告第 3号 日 程 第 5 【 議 決 事 項 】</p>	<p>1、新型コロナウイルス感染症に関する対応等についてでございます。 (1) 町内教育保育施設で新型コロナウイルスの感染性が確認されましたので、発生状況とその対応について報告するものでございます。 1月25日から3月17日までの状況です。</p>
<p>・議案第 1号 ・議案第 2号</p>	<p>3月17日に午後から3月21日まで学年閉鎖をしましたが、その後20日に、同校の同じ学年から1人新たに感染が確認されまして、確認したところ、最終の接触日が3月17日で、その翌日から7日の健康観察ということになりますので、学年閉鎖が24日まで伸びております。</p>
<p>日 程 第 6 【 協 議 事 項 】</p>	<p>本来であれば、その学校の修了式が24日でしたが、24日まで学年閉鎖ですので翌日の25日に修了式を行います。その他の学年は予定通り24日に修了式を行う予定です。</p>
<p>・協議第 1号 ・協議第 2号</p>	<p>(2) 北海道保健福祉部から新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的として、保育所職員向けに不織布マスクの配布ありましたので、次のとおり報告するものでございます。 全体で5,000枚でございます。 以上でございます。</p>
<p>日 程 第 7 【 そ の 他 】</p>	<p>○皆見教育長 質問があればお受けいたします。 ○来栖委員 学年閉鎖などで休む場合、給食費は返還しますか。</p>
<p>日 程 第 8 【 閉 会 】</p>	<p>○天野管理課長 新型コロナウイルス感染症での学校閉鎖ですとか、暴風雪での学校閉鎖も同じですが、急な休みになりますと、既に食材を購入しておりますので、給食費を返還することはできません。 ○皆見教育長 他ございますでしょうか。 《「なし」の声あり。》 以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いしたいと思います。 続きまして報告第8号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局、説明をお願いします。 ○野呂社会教育課長</p>

報告第8号でございます。

社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものでございます。

縄文遺跡を活用した地域づくり勉強会の開催について、伊達市及び洞爺湖町にある博物館や縄文遺跡などの地域資源を活用した地域づくりを推進する「伊達洞爺湖ミュージアム地域振興プラットフォーム（事務局：室蘭開発建設部）主催により、「縄文遺跡を活用した地域づくり勉強会」が2月16日にオンラインにより開催されました。

室蘭市、伊達市、洞爺湖町、函館市のそれぞれの会場をオンラインで結び、当町では入江・高砂貝塚館において、アプタ・フレナイの会やガイドボランティア9名が参加いたしました。

勉強会では、伊達市及び洞爺湖町、函館市の取組事例の紹介や意見交換などを行い、「本地域でできること」を考えるきっかけづくりの場として、今後の活動などを話し合いました。

今後も、縄文文化に対する関心を高めていただき、入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値の発信に向けて、関係機関や構成市町、町民の皆様と情報を共有し、より一層の連携を図りながら取り組んでまいります。以上でございます。

○皆見教育長

質問があればお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のとおり報告を受けたということで、ご了承をお願いいたします。続きまして5ページになります。

報告第9号、臨時代理の報告について（洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）について、事務局から説明をお願いいたします。

○天野管理課長

報告第9号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

6ページにつきましては、町長から教育長あて条例案に対する意見の聴取、7ページが、教育長から町長に対する異議ない旨の通知文、それから、8ページが改正文で9ページが、新旧対照表となります。

この改正の概要について説明をいたします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業についてでございます。

事業の目的は、保育所や幼稚園等で働く保育士、幼稚園教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から保育士等の収入を3%程度引き上げるための措置を実施ということで 実施主体が市町村、処遇改善の対象は、保育所については、公立の施設・事業所も対象ということで、町立の4保育所が対象となります。

幼稚園については、とうやこ幼稚園が対象です。

事業の概要は、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う施設・事業所に対し、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するものです。

賃金改善等の要件で、原則として令和4年2月から賃金改善を実施すること。それから、本事業に改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

それから、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。等でございます。

補助率等は、令和4年2月から令和4年9月までは10分の10、国が補助します。

10月以降については、保育士等は国が2分の1、道と市町村がそれぞれ4分の1、学童支援員等については、国が3分の1、道と市町村がそれぞれ3分の1という予定です。正式通知はまだありませんが、こういう様な補助率になっております。

処遇改善の方法ということで、基本給又は決まって毎月支払われる手当（調整手当）、により賃金改善を行うことが望ましいということ。

洞爺湖町の今後の対応としまして、国の新たな制度の趣旨を踏まえ、次のとおり対応します。

（1）保育所職員・放課後児童クラブ支援員の会計年度任用職員を対象として実施する。

（2）実施の方法は、令和4年3月議会へ追加提案として、洞爺湖町会計年度任用職員給与等に関する条例改正案と補正予算を提出することでの対応としたい。

とうやこ幼稚園も本制度を活用したい旨申出があったことから、同幼稚園に係る補助分も合わせて補正するというので、3月議会で追加議案と補正予算を提案して可決をいただいたところです。

処遇改善（調整手当）の補正額については、令和4年2月から3月の2カ月分で、内訳は町の保育従事者が33名分で298,000円、町の放課後児童クラブ従事者11名分で80,000円。

それから、とうやこ幼稚園分が195,720円で合計573,720円でございます。

保育士や幼稚園等、それ以外にもまだありますが、公定価格といって国で決めているもの、例えば診療報酬であるとか介護報酬などは各事業主が経営努力しても、働いている職員の賃金改善をすることが難しいということで、公定価格の検討委員会を設けて、処遇改善を図ろうということで、昨年12月に一定の方針がでまして、保育士については令和2年度の全国の平均の給与所得が月額302,000円で、その3%程度または9,000円の金額を上げるという例示が来ています。

あくまでも平均で、それぞれ市町村で事情が異なりますが、洞爺湖町としては、

これらの国の例に基づいて、基本給ではなく、調整手当で実施することとしました。

正職員も対象ですが、毎年国の人事院勧告に沿って改正をしてきておりますので、会計年度任用職員のみ対象としました。

週31時間以上勤務の方は100%で、勤務時間により算定割合が変わります。到達している上限の号俸が保育士が1級41号俸、保育補助員・放課後児童支援員は1級33号俸でその3%で、それぞれの算定割合による手当を支給します。

それでは議案に戻っていただきまして9ページでございます。

新旧対照表で、新たに手当を出すということで、16条の2で新たに条項を加えたものでございます。

(調整手当及びこれに相当する報酬)第16条の2、調整手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、調整手当に相当する報酬をいう。以下同じ。)は、保育及び放課後児童支援業務に従事する規則で定める会計年度任用職員に支給する。

2、調整手当の月額は、第4条の規定に基づき支給される給料及び報酬に相当する規則で定める基準額に100分の3を乗じて得た額とする。

8ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例はこの公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用するというもので、2月まで遡り、2月3月分を3月31日までに支払うことにしているものでございます。

以上でございます。

○皆見教育長

質問があればお受けしたいとございますが、ございますでしょうか。

○岩崎委員

到達号俸の3%ということは、一律の金額ということですか。

○天野管理課長

それぞれの勤務年数で到達号俸が変わりますが、3%は一律ですし、週の勤務時間により算定割合を決めているものでございます。

○皆見教育長

他、ございますか。

《「なし」の声あり。》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いしたいと思います。

次に10ページになります。

報告第10号、臨時代理の報告について(洞爺湖町議会令和4年3月会議提出一般会計補正予算(第9号))

事務局から報告をお願いいたします。

○天野管理課長

報告第10号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1 1 ページが町長から教育長あての補正に対する意見を求める文書。

1 2 ページに参りまして、教育長から町長あて補正に異議ない旨の通知文書でございます。

令和3年度歳入歳出補正予算事項別明細書（補正予算第9号）をお開きください。

歳入でございます、1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目教育費補助金でございます。

右に参りまして、1 節小学校費補助金でございます。

4 5 千円につきましては、公立学校情報機器整備費補助金ということで、これにつきましては、ICTを活用した授業環境高度化推進事業という名目で、教師用タブレットの購入費用の補助が受けられるということで計上をしているものでございます。

2 節中学校費補助金2 0 2 千円も同様です。

管理課分を先に説明させていただきます。

1 番下の1 7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入につきまして、2 節建物貸付収入で2 0 5 千円の減となっておりますが、教員住宅の実績に伴う減ということで、当初1 4 名の入居見込んでいましたが、1 2 名の入居でしたので、その分を減しました。

続きまして2 ページを開いていただきまして、下の段の1 9 款繰入金です。

1 項1 目繰入金、右に参りまして、1 節繰入金2 8, 6 7 2 千円の内、2 段目の育英資金の基金繰入金1, 3 0 0 千円で、これについては、入学時給付金の支出増による増額ということで、当初1 0 名見込んでおりましたが、2 0 名の見込みということで1 0 名増の1, 3 0 0 千円を見込んだ増でございます。

管理課分は以上でございます。

○野呂社会教育課長

続きまして社会教育課です。

1 ページに戻っていただいて、1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 節社会教育費補助金で、アイヌ政策推進交付金でございます。

こちらはウトゥラノで開催しました、ICTの遠隔授業が新型コロナウイルスの関係で開催できなく回数が減っておりますので、減額となっております。

続きまして1 6 款道支出金、2 項道補助金、7 目教育費道補助金で学校支援地域本部事業費補助金は、地域未来塾の実績による減額となっております。

2 ページ目をお開きください。

2 1 款諸収入、5 項雑入、3 目雑入で、こちらの市町村振興協会助成金につきましては、社会教育活動分は6 0 0 千円減額してございます。

こちらは、いきいきふるさと推進事業の助成金で、洞爺湖町人づくり育成事業が2 件予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により中止になった

ことによる減額となっております。

以上です。

○天野管理課長

続きまして3ページ歳出に参ります。

3款民生費、5項保育所費、2目常設保育所費でございます。

歳出につきましては、年度末を控えてほぼ実績が見えていますので、それに伴う減が多い内容となっておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

2常設保育所運営事業全体で1,810千円の減とでございます。

1節会計年度任用職員報酬、4節社会保険料等、11節保険料につきましては、それぞれ実績見込みによる減となっているものでございます。

13節事務機器等借上料500千円の減につきましては、コピー機のリース更新に伴う執行残でございます。

続きまして10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、右に参りまして、教育委員会運営事業ということで88千円の減になってございます。

1節委員報酬につきにつきましては12千円増額となっておりますが、これにつきましては、委員の交代による増というものでございます。

8節費用弁償につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による各種事業の中止に伴う減でございます。

続きまして、3目諸費でございます。

1教育推進事業で5,327千円の減でございます。

1節委員報酬、それから会計年度任用職員報酬、3節手当、4節社会保険料等のそれぞれの減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による、学校運営協議会の中止、それから会計年度任用職員につきましては、職員の人数の減及び道費対象職員に移行したことによる減額というものでございます。

それから、7節の報償金430千円の減と8節費用弁償231千円の減ですが、新型コロナウイルス感染症拡大による各種事業の中止に伴う減額、それから、費用弁償についても同様でございます。

それから、11節保険料につきましては、コミュニティースクールに関わる活動時に掛ける保険料ですが、書面会議等でできておりませんので、それらによる減となっております。

18節洞爺地区等通学費等助成金582千円の減でございますが、当初29名で予定しておりましたが、23名対象ということで、対象人数の減によるものでございます。

2教育改善推進事業でございます。

7節報償金につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による各種会議等の減による、100千円の減でございます。

それから3教育活動支援事業でございます。

全体で1,000千円の増でございますが、18節北海道虻田高等学校支援する会補助金については300千円の減。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、君の夢応援プロ

プロジェクト事業が中止となったことによる300千円の減となっております。

プレゼンなども行い、1名採択されましたが、コロナ禍により事業を行うことが難しいということで、この採択された生徒1名については、新年度に引き続き採択ということで、事業継続してもらおうということを考えているところでございます。

それから、19節育英資金入学時給付金1,300千円の増ということで、当初10名見込んでおりましたが、20名ということで、対象者増を見込んでいるものでございます。

それから4小中学校スクールバス等運行事業366千円の減ですが、13節で自動車借上げ料を減額しております。

これにつきましては、コロナウイルス感染症による各種事業ができなかったことにより、バスの借上げがなくなったことで減というものでございます。

続きまして4ページ、2項小学校費、1目小学校管理費でございます。

右に参りまして、小学校管理事業1,873千円の減でございます。

11節通信費につきましては、学校ごとのインターネットの接続に要する経費の執行残で110千円、手数料は同じくインターネット接続に係る手数料の執行残が177千円。

それから、12節学校職員健康診断の委託料については執行残ということで183千円の減。

13節自動車借上料につきましても、コロナウイルス感染症による各種行事等が行われず、借上げがなかったことにより803千円の減。

事務機器等借上料は200千円の減で、これにつきましては、コピー機のリース再契約による減、それから17節備品購入費で、これにつきましては教師用タブレット2台購入ということで95千円の増。

18節教育旅行負担金495千円の減につきましては、修学旅行の負担金の執行残というものでございます。

続きまして3項中学校費、1目中学校管理費でございます。

右に参りまして、1中学校管理事業全体で1,093千円の減となっております。

11節通信運搬費につきましては、小学校と同じく学校外ネット接続にかかる経費の執行残82千円、手数料につきましては、インターネットの接続の手数料の執行残151千円、12節実施設計業務委託料145千円の減につきましては、洞爺中学校の体育館のつり天井の実態調査に要する経費ということで、その執行残、それから学校職員健康診断委託料の執行残187千円です。

13節自動車借上料につきまして、学校の行事の中止による208千円の減。

事務機器借上料は、コピー機再リース契約による執行残で113千円、17節備品購入費は教師用タブレットを9台購入で424千円の増、18節教育旅行費負担金の631千円の減は、修学旅行の負担金の執行残によるものでございます。

続きまして、2目教育振興費に参りまして、2JET外国青年招致事業でござ

いますが、普通旅費で234千円の減ということで、本年度はALTの交代時期ということでアメリカへ帰る帰国旅費の執行残で、234千円となっているものでございます。

管理課は以上です。

○野呂社会教育課長

続きまして5ページ10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は、1,529千円の減額補正となっております。

右の1節報酬83千円と8節費用弁償62千円と普通旅費59千円につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、社会教育委員会議等が書面会議としたことによります執行残となっております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、こちらも新型コロナウイルスの影響によりまして、事業の実施が見込まれないものについて、団体のからも申し出がありましたので、活動を行っていない団体の補助金について減額となっております。

洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会補助金の100千円の減、洞爺湖町人づくり育成事業補助金は1,225千円の減となっております。

続いて2目社会教育奨励費です。

655千円の減額補正となっております。

7節報償費の500千円につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、社会教育事業の縮小による減額となっております。

主なものにつきましては、地域未来塾が362千円の減、洞爺湖元気ZZが100千円の減、縄文祭りが93千円の減、いきいき学園が40千円の減などとなっております。

続いて、10節需用費は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業縮小になりまして、消耗品費が100千円減となっております。

18節の胆振管内国内婦人研修派遣事業負担金につきましても、新型コロナウイルス感染症により、事業が中止となりましたので、55千円を減額します。

3目社会教育施設費は、1,526千円の増額となっております。

1節報酬の児童会運営事業分の775千円の増額につきましては、児童会の利用者数が当初の見込みよりも多かったということで、支援員の配置を増やしたことでの増額となっております。

2社会教育施設維持管理事業です。

1節の報酬の270千円の増額につきましては、母と子の館などの会計年度任用職員の代替支援員の増によるものです。

10節の燃料費は燃料単価の高騰による364千円の増、光熱水費については、入江・高砂貝塚館のリニューアルオープンによりまして361千円の増額となっております。

続いて4目図書館費です。

1節報酬については、新型コロナウイルスによりまして閉館日が増えたことで、その分の会計年度任用職員報酬が50千円減額となっております。

5目文化財費の1文化財保存整備事業については、8節旅費は新型コロナウイルスによりまして研修会等が中止になりましたので218千円の減。

また、18節の負担金補助及び交付金については、曙獅子舞保存会の活動がなかったため、この部分については50千円の減額となっております。

2高砂貝塚保存整備事業です。

8節の特別旅費については、新型コロナウイルスにより研修等が中止になりましたので230千円の減額となっております。

6ページ、1目体育奨励費です。

こちらについては240千円の減額となっております。

右に行きまして、1保健体育管理事業の1節報酬85千円の減額については、スポーツ推進委員の会議開催が減った関係で減額となっております。

2社会体育振興事業については、7節の報償金155千円の減額は、スポーツ教室などが新型コロナウイルスの関係で開催できなかったということで、減額となっております。

今年度のスポーツ事業については、社会体育振興連絡会のスポーツ事業で町民パークゴルフとミニバレーを開催しております。

それ以外については中止になったという状況です。

2目の体育施設費で1体育施設運営事業でございます。

1節報酬251千円と10節需用費の1,000千円の減額につきましては、新型コロナウイルスの関係で町民プールと学校プールがオープンできなかったという部分で、会計年度任用職員の報酬と光熱水費が減額となっております。

また、14節の工事請負費583千円の減については、虻田小学校のグラウンド照明工事の入札執行残となっております。

以上です。

○天野管理課長

続きまして、同じく5項保健体育費、3目給食施設費でございます。

右に参りまして1洞爺給食センター運営事業、150千円の減ということで、これは実績見込みによる会計年度任用職員報酬の減となっております。

2虻田給食センター運営事業につきましては225千円の増です。

1節委員報酬につきましては、72千円の増になってございますが、これは学校給食の検討委員会の回数増によるものです。

それから、その下の会計年度任用職員報酬、それから3節期末手当、4節社会保険料等のそれぞれにつきましては、実績見込みによる減となっております。

10節燃料費につきましては、燃料単価の高騰による540千円の増、光熱水費につきましては、実績の見込みより200千円の増となっているところでございます。

以上でございます。

○皆見教育長

今、事務局から説明がありました。

質問をお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

なければ、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いしたいと思います。

次に、議案書の13ページになります。

報告第11号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会令和4年3月会議提出一般会計補正予算（第10号））、事務局から報告をお願いいたします。

○天野管理課長

報告第11号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものがございます。

14ページに参りまして、町長が教育長あてに補正の意見を求める文書、15ページは教育長から町長あてに補正に異議ない旨の文書となっております。

それでは、補正予算の事項別明細書（補正予算第10号）をご覧ください。

補正予算につきましては、先ほどの条例の一部改正でお話した、保育士や幼稚園教諭等の処遇改善にかかわる補正の部分になってございます。

3款民生費、4項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業、196千円ということで、これはどうやこ幼稚園に関わる支出分でございます。

続きまして、5項保育所費、2目常設保育所費で298千円ということで、1節会計年度任用職員報酬で改善に要する経費、それから、10款教育費、4項社会教育費、3目社会教育施設費につきましては、児童会運営事業で支援員に対する手当ということで80千円の必要経費を見込んだものでございます。

歳入について、正式な計画書の提出通知がまだできておらず、未確定ですので、歳出のみの予算となったものでございます。

以上でございます。

○皆見教育長

以上、説明が終わりましたがご質問ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いしたいと思います。

続きまして、議案書16ページ、報告第12号、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について、事務局から報告をお願いいたします。

○天野管理課長

報告第12号でございます。

令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要を次のとおり報告するものでございます。

1、調査期日は令和3年4月から令和3年7月末までの期間で実施、2、調査対象学年は小学校第5学年と中学校第2学年、3、調査方法は悉皆調査ということで、調査開始が平成20年度ということでございます。

一部抽出調査になったことがあったことと、それから、米印で書いてあります平成23年度は震災の影響の為、全国調査中止と令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止というようなことで、一部実施できなかった年度があります。

4、調査の内容（1）児童生徒に対する調査①実技に関する調査（測定方法等は新体力テストと同様）握力、上体起し、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（中学校は20メートルシャトルランに替えて持久走も可）、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ）

②質問紙調査（2）学校に対する質問紙調査、（3）教育委員会に対する質問紙調査というような内容になってございます。

それで、お配りした資料で1枚目につきましては、先ほどご説明しました内容よりも詳しく調査の概要が記載されております。

用語解説もありますので、後ほどご覧ください。

2ページが実際に北海道で公表されているもので、左側が小学校、右が中学校になってございます。

町内の小学校3校で53名、中学校2校で49名で実施しました。

水色の線が、洞爺湖町男子、赤の点線が洞爺湖町女子、紺色の点線が北海道男子、赤の線が北海道女子、黄色の線が全国男子、緑の線が全国女子です。

左側小学校では男子の握力やソフトボール投げについては全道全国より高くなっております。

それから女子の赤点線についても、まずまずの成績という感じです。

ただ、中学校になりますと、色々な要因があると思いますが、女子が極端に下がってしまいます。

それから、男子も若干下がっております。

分析で、小学校は全ての学校において、調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善を行ったことにより、運動が好きと回答した児童は全国を上回ったと考える。となっております。

中学校においては、全ての学校において、保健体育授業で生徒同士で話し合う活動を全ての学年で取り入れたことにより、保健体育の授業は楽しいと回答した生徒が全国を上回ったと考える。となっております、運動が嫌いということないのですが、こういう結果になりました。

次のページを見ていただきまして、各管内の状況ということで、管内の体力合計点の分布で、この表で右に行けば行くほど点数が良いということなので、胆振の子供たちは平均してどれくらいの位置にいるのかを記載しております。

小学校男子で、平成30年度は1番下で55.2ですが、令和元年度、令和3年度と下がってきております。

小学校女子については、平成30年度56.9ですが、令和元年度、令和3年度と少し下がってきております。

次のページは中学校で、男子で平成30年度は40.76でしたが、令和元年度は39.88で下がりました。

令和3年度は39.67で若干下がっております。
女子については、平成30年度が45.99で令和元年度46.22でしたが、
令和3年度は45.43と下がっております。

洞爺湖町の詳細な結果についてはまだ送られてきておりませんので、今わかる
範囲での資料提供ということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○皆見教育長

説明が終わりました。

質問ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のとおり報告を受けたということで、ご了承をお願いしたいと思
います。

次に、日程第5議決事項に入ります。

議案書は17ページになります。

議案第6号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動についてを議題といたします。

なお、本議案は洞爺湖町教育委員会会議規則第20号第1項第1号で定めます、
職員の人事に関するものの要件に該当することから非公開とさせていただき
たいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

それでは非公開とさせていただきます。

事務局説明をお願いいたします。

----- 非 公 開 -----

○天野管理課長

それでは議案第6号でございます。

洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について、別紙のとおり発令したいので議
決を求めるものでございます。

それでは、別紙の洞爺湖町教育委員会部局人事異動内示書をご覧ください。

3月31日付けです。

平口千春本町保育所所長兼子育て支援センター所長ですが、定年退職となりま
す。

それから4月1日付けです。

課長補佐職で、川野名恵本町保育所副所長でございますが、本町保育所所長兼
子育て支援センター所長になります。

係長職です。

永井多美入江保育所副所長が子育て支援センター副所長、牧千絵洞爺保育所副
所長が本町保育所副所長、藤野奈穂子本町保育所保育士主査が入江保育所副所
長、長谷川尊裕洞爺保育所保育士主査が洞爺保育所副所長、斉藤真枝本町保育
所保育士主任が本町保育所保育士主査へ昇格、阿部真奈美桜ヶ丘保育所保育士
主任が桜ヶ丘保育所保育士主査へ昇格でございます。

主任職でございます。

楽木拓郎経済部上下水道課主任が社会教育課主任でございます。

係職でございます。

高橋杏美、洞爺総合支所庶務課から管理課でございます。

井上千明、新規採用でございます。入江保育所保育士でございます。

斎藤茜音、新規採用でございます。洞爺保育所保育士でございます。

再任用でございます。

平口千春本町保育所保育士主査兼子育て支援センター保育士主査でございます。

町長部局へ出向でございます。

横山千里、洞爺総合支所庶務課でございます。

以上でございます。

○皆見教育長

質疑を受けたいと思いますがございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第6号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動については、原案のとおり可決をされました。

続きまして議案書18ページになります。

議案第7号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動についてですが、今議案も同じく、洞爺湖町教育委員会会議規則第20条第1項第1号で定めます、職員の人事に関するものの要件に該当することから、引き続き非公開とさせていただきたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

それでは非公開を継続させていただきます。

事務局、説明をお願いいたします。

○天野管理課長

はい、議案第7号でございます。

洞爺湖町立学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申をしたいので議決を求めるものでございます。

それでは別紙をお開きください。

まず校長でございます。

洞爺湖温泉小学校の柿崎秀顕校長が定年退職でございます。

後任に壮瞥町立壮瞥小学校の柴田暦章校長が転入されます。

洞爺中学校の菅林秀樹校長が苫小牧市立緑陵中学校へ転出し、後任として室蘭市立桜蘭中学校の西村雄一先生が校長採用で転入します。

続きまして教頭です。

とうや小学校の鹿野智雄教頭が苫小牧市立糸井小学校へ転出し、後任に室蘭市

立蘭北小学校の田中研吾教頭が転入されます。

虻田中学校の菅田浩之教頭が登別市立鷺別中学校へ転出し、後任として胆振教育局の山本恵一郎社会教育主事が教頭昇任で転入されます。

教諭でございます、虻田小学校の奈須川敦子先生が豊浦町立豊浦小学校へ転出し、後任が厚真町立上厚真小学校の小倉太郎先生が転入されます。

洞爺湖温泉小学校の扇靖宏先生が定年退職で、後任として伊達市立稀府小学校の藤原健一先生が転入されます。

とうや小学校へ伊達市立稀府小学校の田中泉先生が定数増で転入です。

とうや小学校の蛭名信一先生ですが、再任用フルタイムで教鞭を取っていただいておりますが退職で、後任は伊達市立関内小学校の菅野知子先生が転入でございます。

とうや小学校の三上僚先生が在外派遣戻りで在外日本人学校に3年間赴任していましたが、規則の定める転出できる期間になったので、とうや小学校に戻らないで、苫小牧市立北光小学校へ転出ということでございます。

ここは不補充となっております。

続きまして、虻田中学校へ久保史子先生が定数増で札幌市立大平中学校から転入されます。

虻田中学校の武田珠后先生が、伊達市立星の丘中学校へ教頭昇任で転出されます。

後任が伊達市立光陵中学校の土屋法明先生が転入されます。

池田吉三先生は再任用のフルタイムですが、苫小牧市立沼ノ端小学校へ転出で、後任として白老町立白翔中学校の細木貴洋先生が転入されます。

松井憲一先生が定年退職で、後任が苫小牧市立啓北中学校の西村太樹先生が転入されます。

養護教諭です。

とうや小学校の高橋慶子先生が登別市立登別小学校へ転出し、後任に白老町立竹浦小学校の赤堀真友先生が転入されます。

洞爺中学校の宮ヶ原千尋先生が室蘭市立本室蘭中学校へ転出し、後任に豊浦町立礼文華小学校の鈴木かおり先生が転入されます。

栄養教諭です。

虻田小学校の藤田早苗先生が定年退職となり、後任として登別市立幌別東小学校から伊藤朱美先生が転入されます。

以上です。

○皆見教育長

説明が終わりました。

質疑をお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第7号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動については、原案のとおり可決をされました。

以上で非公開については解除させていただきます。

----- 非 公 開 終 了 -----

○皆見教育長

次に議案書19ページになります。

議案第8号、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○天野管理課長

議案第8号でございます。

洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則（平成19年洞爺湖町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正するものですが、現在、子育て支援センター所長については、この表にあるとおり係長職ですが、令和4年度から子育て支援センターの充実を図るために、新たに係長職を副所長として配置し、所長を課長補佐職にするということで体制を整える改正となるものでございます。

20ページでございます。

具体的な改正ですが、技術職員の課長補佐職のところに保育所所長の次に支援センター所長を加えることと、係長職のところで、現行の支援センター所長を支援センター副所長に改め、主任職の支援センター副所長を削る改正でございます。

19ページに戻っていただきまして、附則です。

この規則は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○皆見教育長

質疑を受けたいと思います。

ございますでしょうか。

○来栖委員

兼務しているのですよね。

○天野管理課長

保育所所長は兼務になります。

子育てについては、総合的な支援をすることが求められておりますので、子育て支援センターには副所長と会計年度任用職員の保育士1名を専属で配置して、今まで以上に支援センターの活動内容を充実させていきます。

○皆見教育長

他ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第8号、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

次に、21ページになります。

議案第9号、洞爺湖町文化財施設条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

○角田社会教育課参事

議案第9号でございます。

洞爺湖町文化財施設条例施行規則の一部を改正する規則を、次のように定めるものでございます。

こちらの施行規則の改正の趣旨といたしましては、前回会議におきまして、入江・高砂貝塚館入館料の無料化にかかる条例改正についてご承認いただきまして、その後、町議会3月会議におきまして可決されましたことを受けて、入館料に関する条項の削除と、それから体験学習等の事業を進めるに当たりまして、そのことに関する条文を新たに追加するものでございます。

以下新旧対照表でご説明いたします。

22ページをお開きください。

右側が現行の第5条入館の手続ということで、入館料についての条文を削りまして、左側の改正案におきまして、新たに体験学習等ということで、第1項、洞爺湖町文化財施設において体験学習等を実施することができる。

第2項、前項の体験学習等に要する費用については、体験学習等希望する者から実費を徴収するものとする。に改正するというところでございます。

それから、右側の現行の第6条、入館料の減免及び第7条入館料の還付についての条項を削りまして、第8条から第9条をそれぞれ第6条から第7条に繰り上げるものでございます。

21ページに戻りまして、附則でございます。

この規則は令和4年4月1日から施行する。

ということで、説明は以上になります。

○皆見教育長

質疑をお受けしたいと思えます。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第9号、洞爺湖町文化財施設条例施行規則の制定については原案のとおり可決をされました。

次に、議案書23ページになります。

議案第10号、洞爺湖町文化財施設における体験学習等に関する要綱の制定についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

○角田社会教育課参事

議案第10号でございます。

洞爺湖町文化財施設における体験学習等に関する要綱を次のように定めるもの
でございます。

第1条趣旨でございます。

洞爺湖町文化財施設において提供する体験学習及び解説（以下「体験学習等」という。）の内容及び体験費用について、必要な事項を定めるものとする。

第2条体験学習の体験メニュー、体験内容及び費用については、以下の表のとおりということで、縄文ワークシートもから火おこし体験までそれぞれ時間、体験内容と料金を定めるもの
でございます。

それから24ページに入ります。

第3条解説の内容及び費用につきましては、表のとおりとなりますが、入江・高砂貝塚公園及び入江・高砂貝塚館の各施設をめぐり、遺跡と出土品の内容と価値について解説するという
ことで、大体60分から90分のコースということとなります。

これにつきましては団体に対して、主にこれまでやってきた解説を行うということで、入館料は無料にはなりますけれども団体からはガイド料金を徴収し、ガイドボランティア等の活動の資金とかそういったものに充てたいという
考え
でございます。

料金につきましては、ガイド1人当たりについて25人まで対応する場合は、1,000円、それから、26人以上40人までを1,500円とする
もの
でございます。

料金の設定に当たりましては、主に伊達市の北黄金貝塚を参考とし、当町のこれまでの実績などを勘案して設定
しまし
た。

それから第4条の料金の支払い方法です。

体験学習の料金につきましては、体験学習等の利用日に入江・高砂貝塚館事務室において徴収するもの
とす
る。

ただし、体験学習等の利用日後の支払いを希望した場合においては、後日納入通知書としては支払うことを妨げないとして
おりま
して、原則として利用日に徴収することとしておりますが、旅行会社等の要望もありますので、ただし書きで後日、納入通知書で支払うことも可能として
ござ
います。

第5条はその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定めると
いうこ
とで最後に附則
でござ
います。

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

○皆見教育長

質疑を受けたいと思います。

ございますでしょうか。

○吉田委員

体験学習のメニューですが、何人以上じゃないと受け付けないとか、人数的な縛りはありますか。

○角田社会教育課参事

人数につきましては、大体30人から40人ぐらいが1グループで対応できる人数かなと考えております。

団体のケースバイケースですけれども、時間によっては一度に実施することもありまして、その場合は体験学習室や、それから天気のいい日は外で実施したり、天気の悪い日は母と子の館の体育館を使用して、体験学習を行うということもやっております。

○吉田委員

体験学習というからには修学旅行が主な対象だと思いますが、例えば自治会だとか、5人や10人といった少人数でも、要望があれば受け付けますか。

○角田社会教育参事

はい、基本的に体験学習につきましては、団体と個人対象に考えているもので、町内の方でも体験できますし、それから、夏休みなどは家族連れで来る場合がございますので、そういった方にも予約をさせていただいて対応するというような形をとりたいと思っています。

特に町内では、例えば社会教育事業で企画をして、勾玉づくりなどの募集をして、それで来ていただいて体験してもらおうというようなことも考えております。その時に、実費分を負担していただければと思っております。

○来栖委員

4月1日から施行ということですが、パンフレットは作成できていますか。

○角田社会教育課参事

まだできておりません。これから作成します。

○皆見教育長

他ございますか。

《「なし」の声あり。》

はい、それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第10号、洞爺湖町文化財施設における体験学習等に関する要綱の制定については、原案のとおり可決をされました。

次に、議案書の25ページをお開きください。

議案第11号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の一部を改正について、事務局から説明をお願いいたしま

す。

○天野管理課長

議案第11号でございます。

修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次のように定めるものです。

修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の振等に関する要領（平成24年洞爺湖町教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正するというので、この改正理由でございますけれども、この要領につきましては、北海道も同じものがございまして、学校の先生方が勤務するに当たって、1日に7時間45分の勤務で、それを4週間の間において1週間当たり38時間45分となるように割振ってくださいというもので、どういう職種の先生であろうと、同じように割振ってくださいというものです。

割り振るに当たっては、この要領に入っている、修学旅行の引率業務、文化祭体育祭の業務、文化祭体育祭の準備業務、登校時の通学指導、校内巡回、現場実習の引率業務、家庭訪問業務、教育相談業務、入学者選抜の業務、保護者等を対象とした説明会の業務、児童または生徒の引率業務、入学式卒業式等又は対外運動競技等の当番校の事前準備業務、校外での実習学習活動に関する打ち合わせ等業務ということで、これらの業務も、国語、算数、社会とかの時間と合わせて4週間で1日7時間45分、1週間当たりが38時間45分に割振ることによって、4週間で8日休めるようにするものでございます。

先ほど説明しました対象業務に新たに1つ加える北海道の改正がございまして、進路指導に関する業務というものが新たに加わるというものでございます。それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

27ページになります。

先ほどの最後の15の校外で実習学習活動に関する打ち合わせ等業務の次に、第16として、下線を引いているところです。

16、この要領において、「進路指導に関する業務」とは、入学者選抜のために提出する自校の児童生徒の調査書・推薦書等の出願書類、就職に係る推薦及び選考のために提出する自校の卒業予定者の調査書等の応募書類を作成する業務及び入学者選抜や就職のために実施する児童生徒の面接指導の業務で、あらかじめ予定して行う業務をいう。を新たに加えます。

それから第3の2の（16）で同じように進路指導に関する業務を新たに加えます。

先生方の働き方が非常に問題になっていますので、働き方改革の関係で、加える業務が増えてきているということでの改正でございます。

あと26ページに様式の改正もありますが、省略をさせていただきます、附則でございます。

この訓令は令和4年4月1日から施行します。

北海道と同じ改正の施行日となっているものでございます。

以上です。

○皆見教育長

質疑を受けたいと思いますがございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第11号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については原案のとおり可決をされました。

日程第6、その他でございます。

皆さんから何かございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

事務局ありますか。

○天野管理課長

ありません。

日程第4、報告事項に入ります。

報告第1号、臨時代理の報告について、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動ですが、今報告は、洞爺湖町教育委員会会議規則第20条第1項第1号で定めます職員の人事に関する条件に該当しますことから、非公開とさせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

それでは非公開とさせていただきます。

事務局の報告をお願いいたします。

----- 非 公 開 -----

《報告第1号、原案どおり承認》

----- 非公開終了 -----

皆見教育長

《「なし」の声あり。》

皆見教育長

無しということでございますので、以上をもちまして洞爺湖町教育委員会令和4年第2回定例会を終了いたします。

14 : 58 閉会